

一般財団法人アジア・南洋協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人アジア南洋協会（以下、「本財団」という。）と称し、英文では、The Asia & Southern Pacific Association という。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を京都府京都市中京区東洞院通竹屋町上る三本木町453高田・中野総合会計内に置く。

2 本財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本財団は、国際社会における政治、経済、文化その他諸般の事項を講究し相互の事情を疎通することによって国際連帯を推進するとともに、国境を越えた国際化社会における共同の福利を増進し、もって平和文明に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 調査及び研究、シンポジウム等の開催並びに出版物等の刊行の事業
- (2) ネットワーク構築のためのコミュニティー放送事業
- (3) 情報の受信及び発信事業
- (4) 人材の育成と能力開発に関する事業
- (5) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 本財団の目的である事業を行うために不可欠な基本財産は、理事会で定めたものとする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この本財団の目的を達成するために適正な維持及び管理に努めるものとする。

3 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本財団の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合

も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする

(事業報告及び決算)

第8条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 本財団に評議員10名以上15名以内を置く

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団及び一般財団に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ その評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体(公益を除く。) 次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(本財団でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人又は認可法人
- 3 評議員は、本財団の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(評議員の任期)

- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第12条 評議員は無報酬とする。ただし、特別な職務執行の対価として報酬を支給することが出来る。その額は、毎年総額が50万円を超えないものとする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

- 第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する

(権限)

- 第14条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

（開催）

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

（招集）

- 第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

（決議）

- 第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 理事及び監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他の法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第18条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合、その提案につき決議に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第19条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思

表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第21条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上10名以内
- (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち2名以内を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、3名以内を一般社団・財団法人法第197条が準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本財団の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及び定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行する。理事会は、その決議によって、代表理事より会長1名、理事長1名を選定する。
- 3 会長は、本財団を代表し、その業務を総理する。また、理事長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事長は、本財団を代表し、会長の意を受けて、本財団の業務を掌理する。また、会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する

- 5 理事会は、その決議によって、理事の中から常務理事3名以内を選定することができる。常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。
- 6 業務執行理事の権限は、理事会において別に定めるところにより、本財団の業務を分担執行する。
- 7 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 本財団の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- 6 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定し

た額を報酬等として支給することができる

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉顧問及び顧問)

第28条 本財団に名誉顧問及び顧問それぞれ若干名を置くことができる。

- 2 名誉顧問及び顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉顧問及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉顧問及び顧問の職務)

第29条 名誉顧問及び顧問は、会長及び理事長の諮問に応え、会長及び理事長に対し、意見を述べるることができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本財団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、会長が理事会を招集する。会長に事故ある時は、各理事が理事会を招集する。

(種類及び開催)

第33条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第23条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第10章 事務局

(事務局)

第40条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第41条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 認可及び登記に関する書類

(4) 評議員会、理事会その他法令又はこの定款に定める機関の議事録その他議事録に関する書類

(5) 財産目録

(6) 事業計画書及び収支予算書

(7) 事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書

(8) 監査報告書

(9) その他法令に定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるとともに、別に定める情報公開規程によるものとする。

第8章 賛助会員

(会員)

- 第42条 本財団の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を会員とすることができる。
- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員の入退会及び会費等に関する規則（賛助会員規則）によるものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

- 第44条 本財団は、基本財産の滅失による本財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

- 第45条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 本財団は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第46条 本財団の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、

第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 本財団の代表理事は中野有及び竹山相哲、業務執行理事は奥田保明及び山下雅弘とする。理事は竹中正治、東祥三とする。
- 4 本財団の評議員は、次に掲げるものとする。
松本浩二、小原義雄、多賀秀敏、佐渡友哲、大西広、伴武澄、中島厚秀、ジョナサン・オーガスティン、矢野昭二、柴田薫
- 5 本財団の監事は、次に掲げるものとする。
寺田正稔、松岡千鶴